

## 指針の構成（案）

平成19年9月3日  
厚生科学課

### I 目的

### II 定義

- 1) 指針の対象となる利益相反  
※：その他、必要な用語を定義する。

### III 基本的な考え方

### IV 研究機関の体制等（実施機関の長の責務、研究者の責務）

- 1) 利益相反委員会
- 2) 関係書類等の保存
- 3) 個人情報、研究または技術上の情報の保護
- 4) 利益相反に関する説明責任（研究機関及び研究者）

### V 厚生労働大臣の調査等

- 1) 状況報告、調査等

等